

パブリックコメント

市民意見提出制度

パブリックコメント手続を実施します。皆さんの意見や提案をお寄せください。意見等を提出する際の書式は自由です。意見のほか住所、氏名、電話番号を明記の上、窓口へ持参するか郵便またはファクス、電子メールなどで提出してください。なお、法人や団体の場合は、名称、所在地、代表者を明記してください。

意見等の提出期間 1月4日(木)～31日(水)

公表期間 1月4日(木)～31日(水)

南相馬市空き家等対策計画 (素案)

素案の公表場所（閉庁日、休館日を除く）

生活環境課、市民課総合案内窓口、各区役所市民福祉課、各生涯学習センター、市民情報交流センター、市ホームページ

提出先・問合せ

〒975-8686 原町区本町二丁目27

南相馬市役所生活環境課 ☎052311 FAX0311

☒seikatsukankyo@city.minamisoma.lg.jp

計画策定の趣旨

「空き家等対策の推進に関する特別措置法」（以下特措法）の施行を受け、より本市に適した実効性の高い空き家等対策の実施を図るため、特措法第6条に基づき、空き家等対策について総合的かつ計画的に実施していくための基本方針や取り組みを示すものとして策定するものです。

特措法は、適正な管理が行われていない空き家が、防災・衛生・景観等を悪化させ、地域の生活環境に影響を及ぼす問題の発生が増加傾向にあることから、地域住民の生命、身体、財産を保護し、生活環境の保全を図り、空き家の利活用を促進するため、空き家に関する総合的な施策を推進し、公共福祉の増進と地域振興に寄与することを目的に施行されました。

計画の概要

計画の年次

基準年次 平成30年

目標年次 平成40年

対象地区

市内全域

基本方針

本市の空き家等対策に関する基本方針を次のとおり定めます。

① 空き家等の定期的な実態把握

● 空き家等の実態調査
● データベースの作成

② 空き家等の適切な管理と発生の予防

● 所有者等による空き家等の適切な管理の促進
● 特定空き家に対する措置

③ 協働による空き家等対策の体制

● 空き家等に関する相談体制

の整備

● 庁内体制の構築と関係団体との連携

④ 空き家等及び空き家等の跡地の活用の推進

● 関係事業者団体との連携
● 「市復興推進空き家・空き地バンク」の活用推進

⑤ 東日本大震災からの復興推進・避難住民の帰還に向けたサポート

● 各種施策による衣・食・住環境の復興
● 各種復興事業による新たなにぎわいの創出



南相馬市公営住宅等長寿命化計画の見直し(素案)

素案の公表場所(閉庁日、休館日を除く)

建築住宅課、市民課総合案内窓口、各区役所市民福祉課、各生涯学習センター、市民情報交流センター、市ホームページ

提出先・問合せ

〒975-18686 原町区本町二丁目27

南相馬市役所建築住宅課 ☎52553 FAX526151

✉kenchikujutaku@city.minamisoma.lg.jp

計画策定の趣旨

地域の住宅需要に対応した良質な住宅ストック形成のため、総合的な市営住宅の活用方針を設定することを目的として、平成25年に策定した市営住宅等長寿命化計画の計画期間の半分を経過すること、また、東日本大震災による被災者の居住の安定確保のため災害公営住宅を建設し、住宅ストック数に変動が生じたことから見直しを実施します。

計画の概要

市営住宅の計画的な修繕と耐久性の向上等を図る改善などの方針を示す修繕・改善計画を定め、中長期的な維持管理と長寿命化による更新コストの削減と事業量の平準化を図り、住宅ストックの効率的な活用を目的とした計画です。

計画期間
平成30～39年度

対象住宅
1、510戸(うち災害公営住宅350戸)

南相馬市いじめ防止等に関する条例(素案)

素案の公表場所(閉庁日、休館日を除く)

学校教育課、市民課総合案内窓口、各区役所市民福祉課、各生涯学習センター、市民情報交流センター、市ホームページ

提出先・問合せ

〒975-18686 原町区本町二丁目27

南相馬市教育委員会学校教育課 ☎52833 FAX527782

✉gakkokyoiku@city.minamisoma.lg.jp

条例制定の趣旨

「いじめ防止対策推進法」の趣旨を踏まえ、子どもに対するいじめ防止に係る基本理念を定め、市、教育委員会等の責務や役割を明らかにするとともに、いじめの防止といじめの早期発見、いじめへの対処を図るための基本的な事項を定めることにより、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境をつくることを目的とします。

条例の概要

いじめ防止対策について、基本理念、関係者の責務や役割、市の対策に関する基本的な事項を定めます。

それぞれの主な責務や役割については次のとおりです。

【市の責務】
いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

【教育委員会の責務】
学校におけるいじめ防止等のために必要な措置を講じる。

【学校の責務】

教育委員会、保護者、市民等、関係機関と連携を図り、学校全体でいじめの防止等に取り組む。

【保護者の役割】

保護者は、いじめを正しく認識し、その保護する子どもに対し、いじめは絶対に許されない行為であることを十分に理解させるよう努める。

【子どもの役割】

いかなる場合でもいじめを行ってはならず、互いの人格を尊重するよう努める。

【市民等の役割】

地域において子どもに対する見守り等を行うことにより、子どもたちが心身ともに健全に過ごすことができる環境づくりに努める。

【関係機関等の役割】

市が策定するいじめの防止等の対策の推進に関し、相互に連携を図る。

